

令和3年度 事業計画書

1 基本方針

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、緊急経済対策や補正予算の円滑かつ着実な実施により持ち直しの動きが見られますが、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばであります。感染症拡大防止対策を講じつつ再び経済を成長軌道に戻すため、新たに策定された総合経済対策の着実な実施が図られるとともに、雇用や社会の変革として、テレワークや同一労働・同一賃金など働き方改革の推進や、高齢者や女性などが活躍できる地域共生社会の実現への取り組みが今まで以上に求められています。

このような状況の中で、高齢者に働く機会を提供し、企業の労働力不足や一般家庭の「ちょっとした困りごと」への対応など、高齢者の就労支援を担い、地域社会に貢献することを目的とするシルバー人材センターの役割・重要性は、より一層大きなものとなっています。

今後、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、さらなる発展と飛躍を期すべく高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに貢献できるよう、寝屋川市や関係機関等との連携・協力を強め、会員の拡大、就業機会の拡大と適正就業、安全就業の徹底を図ってまいります。

また、会員数に応じた就業機会の確保と同時に、会員数の少ない地域に対して、出張入会説明会や相談会を行うなど、これまでの実績と経験を活かして諸事業を積極的に推進してまいります。

2 実施計画

(1) 就業開拓提供事業

企業、一般家庭、各種団体、官公庁のニーズを的確に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務の受託の拡大・促進を行い、より一層会員に対する就業機会の提供に努めます。

また、センター事業の理念に賛同し、健康で働く意欲の高い高齢者の入

会促進と、特に女性高年齢者の入会促進を積極的に推進し、会員拡大に努めます。

(2) 指定管理事業

指定管理事業として寝屋川市都市公園（11箇所）及び寝屋川市公園墓地の管理運営を実施します。

快適かつ安全に施設を利用していただくため、適正な維持、管理に努めるとともに、自主事業として、花の植栽・樹木チップ及び腐葉土づくり・グリーンカーテン・花の種及び苗の無料配布等緑化の啓発・推進、工作教室等の開催、植物の実及び処分樹木の販売、テニス教室、墓参り代行サービスを実施します。また、ツイッターなどのソーシャルメディアの活用、有料施設における物品の貸出・販売を行い、施設利用率の向上に努め、「利用しやすい施設」を目指した事業を積極的に推進します。

(3) 普及啓発事業

ホームページを刷新し、当センターのイメージアップを図るとともに、ホームページを活用した情報発信を積極的に行います。また、就業開拓及び入会促進用リーフレット等の配布や設置を行うとともに、「シルバーの日」の清掃ボランティア活動や各種イベントに積極的に参加するなど、就業等を通じて社会参加を希望する高年齢者に対して、当センターの趣旨・活動の普及啓発を行い、センター事業に対する理解と協力を求め、シルバー事業の周知・啓発に努めます。

(4) 研修・講習会事業

会員の就業機会を促進するため、技術の必要な植木剪定等の各種研修・講習会を開催するなど、会員及び高年齢者に対して、就業に必要な知識及び技能の習得や資質の向上に努めます。

(5) 相談事業

高年齢者に対する就業機会の提供を促進するため、定期的な入会説明会に加え、会員が不足している地域を中心に出張入会説明会や相談会を開催し、会員の加入促進を図るとともに、会員及び高年齢者に対し常時就業相談を行います。

(6) 安全・適正就業推進事業

安全・適正就業推進委員会を中心として、①安全運転講習会の開催②就業現場へのパトロール③発注者に対する安全管理のための啓発④安全就業基準

の周知徹底を図るとともに、自己の健康管理や就業途上の安全意識を高めるための啓発について情報提供を行い、安全・適正就業の更なる意識向上に努めます。

また、会員の適正就業を促進するため、「適正就業ガイドライン」を活用し、適正な就業の確立と不適正な就業の根絶に向けて取り組みます。

(7) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務にかかる仕事の求人を企業等から受け、希望する高年齢者に対して、就業情報を提供し、有料による就職の斡旋を行います。

(8) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務にかかる就業の範囲で、請負・委任による就業になじまない事業については、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会が行う労働者派遣事業による就業を提供し、派遣事業の拡大と適正就業の推進に努めます。

また、派遣労働者の同一労働・同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法に基づき、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者との間で、均等・均衡待遇を確保するよう努めます。